

# 新型コロナウイルス感染症にかかる主な緊急対策(抜粋)

## ◆ 資金繰りに対する制度融資

[日本政策金融公庫] 対象:最近1カ月間の売上が5%以上減少している事業者

### 新型コロナウイルス 感染症対策特別貸付

= 貸付限度額:6000万円 =

(金利) **0.46%** (当初3年間) 3000万円以内 ⇒売上15%減少で利子補給制度の対象  
※ 4年目以降1.36%

(金利) **1.36%** 3000万円超

※ 設備20年(5年)、運転15年(5年)

特別利子  
補給制度

### 新型コロナウイルス対策 マル経

new

特別利子  
補給制度

= 貸付限度額別枠:1000万円 =

(金利) **0.31%** (当初3年間,4年目以降 1.21%) ⇒売上15%減少で利子補給制度の対象

※ 設備10年(4年)、運転7年(3年)

小規模要件: 製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下  
卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

<生活衛生関係の事業者向け>

・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

= 別枠6000万円 =

(金利) 0.46% (当初3年間) 3000万円以内

⇒売上15%減少で利子補給制度の対象

・衛生環境激変対策特別貸付

= 別枠1000万円 旅館業は別枠3000万円 =

(金利) 基準金利1.91% (生活衛生同業組合員の方は▲ 0.9%引き下げ)

・生活衛生改善貸付(生活衛生同業組合の経営指導を受けている方)

= 別枠1000万円 =

(金利) 1.21% (当初3年間▲ 0.9%引き下げ)

特別利子  
補給制度

### その他

セーフティネット貸付

= 貸付限度額:4800万円以内 =

※ 今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象

[保証協会]

セーフティネット保証4号、5号/危機関連保証

◆ 一般保証枠とは別枠で保証、資金繰り支援

※ 各金融機関や保証協会などで制度資金や資金繰りのご相談に応じています

[商工中金]

危機対応融資

◆ 一律金利当初3年間 △ 0.9% 4年目以降基準金利 → 4月中旬より適用開始

特別利子  
補給制度

## ◆ 雇用維持に対する助成金

〔ハローワーク〕 雇用調整助成金の特例及び特例が拡大されました！

## 雇用調整助成金

new

9/10

- ◆ 一時的に休業等で雇用維持を図った場合に休業手当、賃金等の一部を助成  
**助成額：賃金に相当する額の2/3** 支給限度日数：100日/1年 150日/3年間  
 ※ 雇用保険加入者や休業規模、売上高等が前年度比**5%以上**減少など要件があります。

〔学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999〕

## 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

- ◆ 小学校等の臨時休業に伴い保護者を有給で休暇を取得させた企業に対する助成金  
**休暇中に支払った賃金相当分×10/10**（上限8330円/日額）  
 ※ 適用日：令和2年2月27日～3月31日

## ◆ 補助金

## ① ものづくり・商業・サービス補助

- 新商品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援  
 補助上限：原則1000万円  
 補助率：2/3  
 1次締切：令和2年3月31日(火)

## ② 持続化補助

- 販路開拓等のための取組みを支援

補助上限：50万円

補助率：2/3

締切：今回は4回に分けて公募しています！

加点要件：新型コロナウイルスの影響、賃上げ、事業承継、経営力向上計画等

太田市の売上減少証明書DLはこちらから



## ◆ その他

- 持続化給付金

- ・売上が大きく減少した事業者に対し、法人200万円、個人事業者等100万円を上限に現金給付

- その他

- ・固定資産税・都市計画税の減免

- ・欠損金の繰戻還付の拡充

- ・固定資産税の特例(固定ゼロ)の拡充・延長

- ・テレワーク等のデジタル化投資の促進

- ・納税の猶予

など

太田市新田商工会では、政府の緊急対策の詳細はじめ、会員皆様の資金繰り緩和や雇用維持、補助金申請等についてご説明させていただきます。ご一報くださいますようお願いいたします